

## ○興雲閣の設置及び管理に関する条例施行規則

平成27年5月27日

松江市規則第46号

### (趣旨)

第1条 この規則は、興雲閣の設置及び管理に関する条例(平成27年松江市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (使用料の減免)

第2条 条例第14条第1項に規定する使用料の条例第15条に規定する減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

(1) 松江市又は松江市教育委員会が主催し、又は共催する事業により使用する場  
合 10割

(2) 前号に掲げる場合のほか、興雲閣の利用を促進するものとして特に必要と認め  
る場合 市長が別に定める割合

2 前項の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、興雲閣使用料減免申請書(様式第1号)を、興雲閣の使用を申し込む際に市長に提出しなければならない。

### (使用料の還付)

第3条 条例第16条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号にそれぞれ定める額を還付するものとする。

(1) 興雲閣の使用の許可を受けた者の責任に帰することができない理由により使用  
することができなくなったとき 全額

(2) その他特別な事由により市長が必要と認めるとき 市長が必要と認める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、興雲閣使用料還付申込書兼請求書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

### (雑則)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成27年10月3日から施行する。